

岡 観 第 2 0 3 号
平 成 27 年 6 月 22 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

財政援助団体監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成27年1, 2月実施財政援助団体監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別 紙

財政援助監査の指摘事項の改善措置状況（平成27年1，2月実施分）

観光コンベンション推進課
(岡山ビジットアソシエーション)

指摘事項

1. 岡山市外国人観光誘致促進事業助成金交付については、岡山市において実施の判断を行うこと。
2. 岡山ビジットアソシエーションの支出事務について、経理に関する規定がない。
3. 職員による立替払いのほか、支出について事後決裁が常態化している。
4. 前年度返納金を平成25年度事業予算として流用し執行している。

改善措置状況

1. 岡山市外国人観光誘致促進事業助成金交付については、交付決定前に岡山市の承認を受けた上で実施する。
2. 岡山ビジットアソシエーションの支出事務について、経理に関する規定を検討する。
3. 資金前渡者による前渡払による事前の事務処理を徹底する。
4. 前年度返納金を事業予算として流用しない。

岡障第 310 号
平成27年6月23日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

随時監査（公の施設の指定管理者監査（(株)第一ビルサービス）に伴う
所管課監査）の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成27年1, 2月実施随時監査（公の施設の指定管理者監査）（(株)第一ビルサービス）に伴う所管課監査）における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

随時監査の指摘事項の改善措置状況（平成27年1，2月実施分）

保健福祉局 障害福祉課

指摘事項

1. 岡山市障害者体育センターの使用申込期間について、岡山市障害者体育センター条例別表第3に定められた申込期間と一部相違した受付が認められましたので、指定管理者に確認のうえ、適切な処理を行ってください。

改善措置状況

岡山市障害者体育センターの使用申込期間について、岡山市障害者体育センター条例別表第3に定められたとおりの運用に改善しました。

また、上記改善に伴い、ホームページ及びパンフレットの修正を行い、周知の徹底を図りました。